

最近の「食の安全・安心」に関する事案について

平成27年10月28日
農林水産部園芸課

【あんぽ柿の産地再生に向けた取組について】

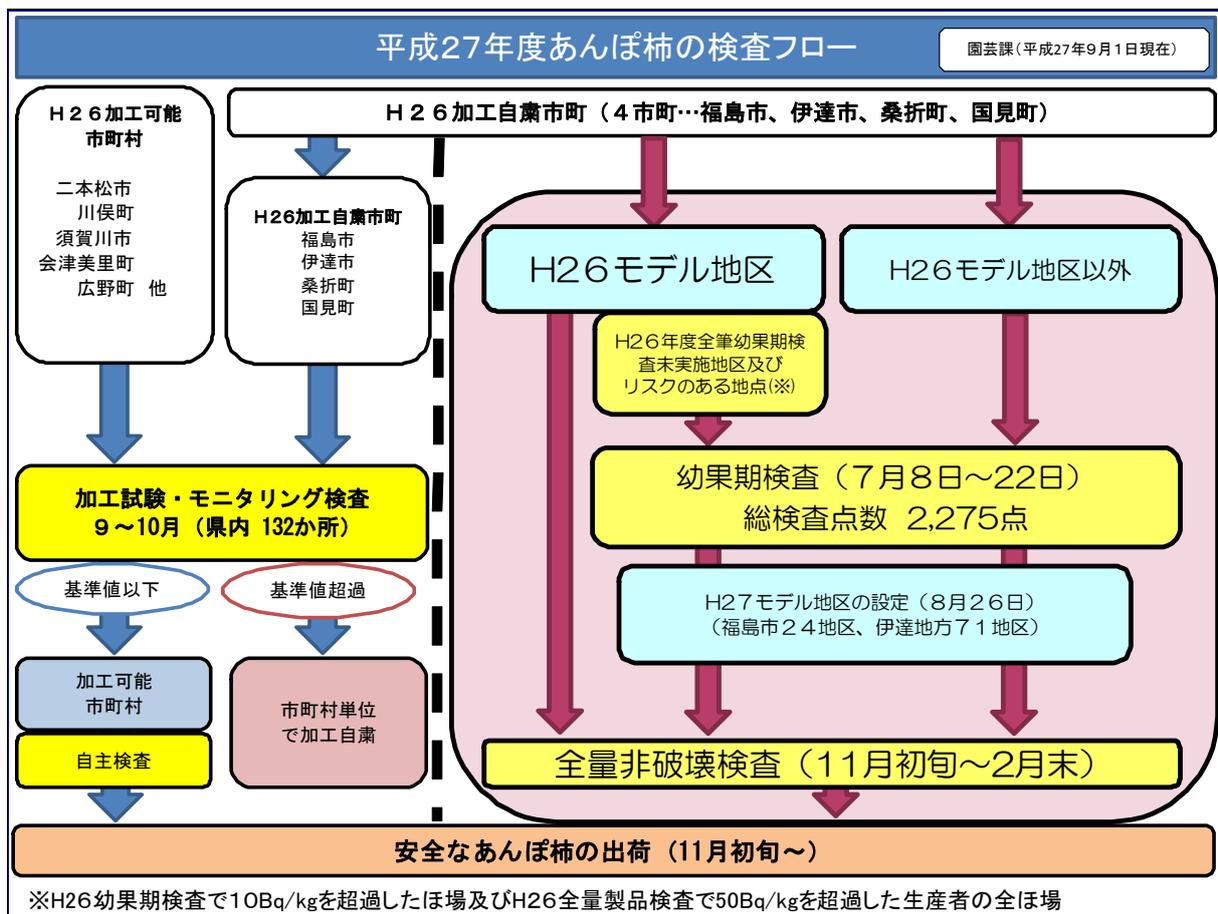
1 はじめに

本県の特産品である伊達地方のあんぽ柿は、安全な原料柿を確保するための加工再開モデル地区（以下、「モデル地区」という。）を設定するとともに、非破壊検査機器を開発・導入して製品の全量を検査することで、平成25年度3年ぶりに出荷を再開することができた。本年度もモデル地区の拡大を進め、GAPに基づく二次汚染防止対策等を行いながら、震災以前の生産が早期に回復できるよう支援している。

2 安全な原料柿の確保について

(1) 幼果期検査

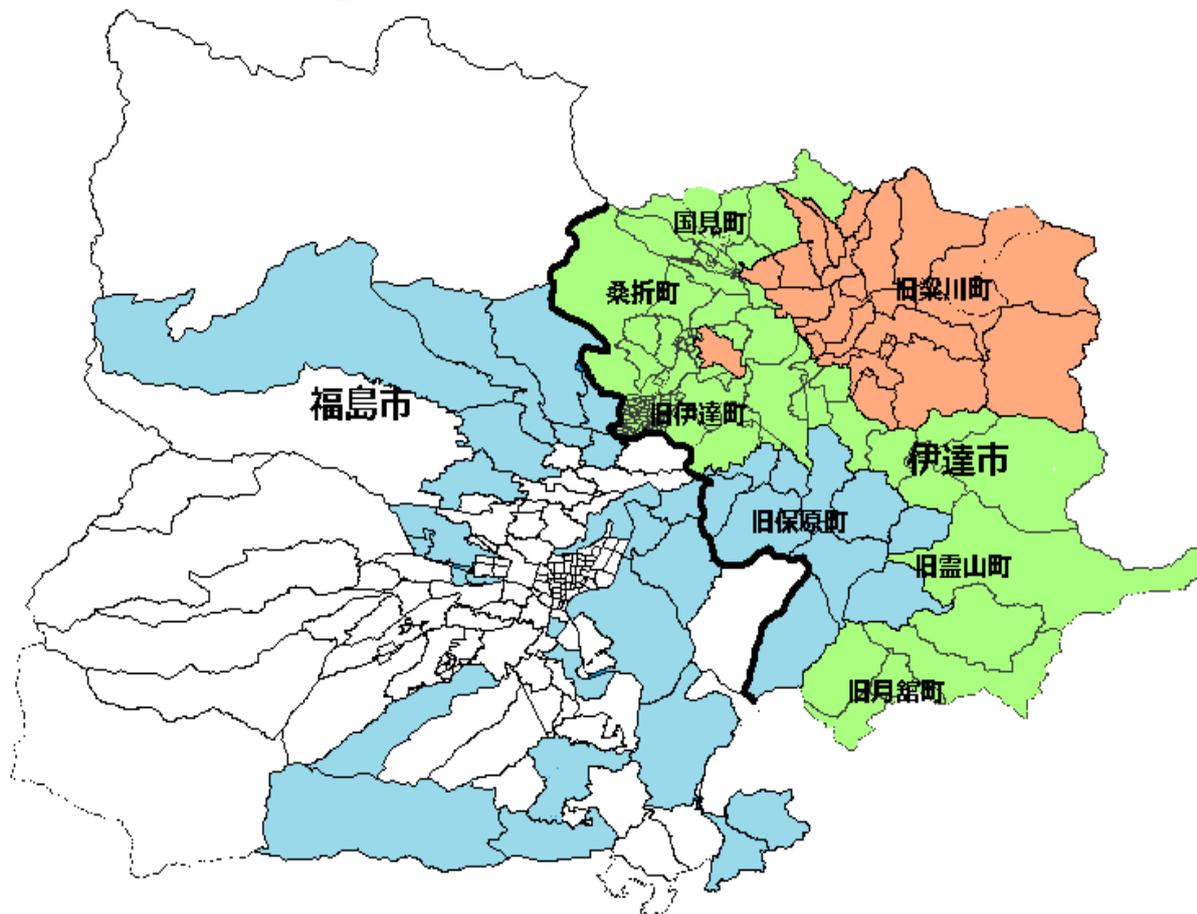
昨年度までの検査データを基に放射性物質のリスクを評価し、全てのほ場を品種ごとに検査した（総検査点数2,275点）。



(2) モデル地区と加工可能ほ場の設定

幼果期検査の結果により、放射性セシウム濃度が10Bq/kg以下のほ場が80%以上を占める大字相当地域を新たなモデル地区に設定した。その結果、伊達地方では全域が、また今年度から新たに福島市の24の大字相当区域がモデル地区となった（下図、新たに24の大字相当の区域で加工が可能となり、全体で95の大字相当の区域に拡大）。

平成27年度モデル地区



加工再開モデル地区の数(大字)相当の単位

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
福島市	0	0	24
伊達市	0	3	3
	0	7	12
	0	5	9
	0	5	6
	14	14	14
伊達郡	1	11	11
	8	16	16
合計	23	61	95

(3) 今年度の出荷数量

今年度はモデル地区が拡大されたことに加え、昨年度まで自粛されていた原料柿の移動を再開することなどから、出荷目標を震災前の約7割の1,157tとして生産の推進を図る。

3 農業生産工程管理（GAP）の取組について

モデル地区では、従来の衛生管理に加え、放射性物質による二次汚染防止対策の徹底など、生産者自らが各生産工程の注意事項を確実に実践し、リスク低減に繋げている。

4 全量非破壊検査について

今年度は、新たに日立造船株式会社製の検査機器を7台増設し、昨年度までに導入した26台を合わせた33台で検査を開始する。

(1) 検査形態及び検査方法

検査形態は8トレー入りの出荷箱のみで、箱ごとに検査を行い、トレーごとにスクリーニングレベルの超過を確認し、8トレー全てが合格した場合、各トレーに検査済みシールを貼付する。箱の中に1トレーでも不合格のものがあれば、箱単位で廃棄する。

(2) 検査時期

検査期間は10月末～2月末までを予定しており、検査結果はあんぼ柿産地振興協会のホームページ上で公開する。



○検査済みシールの貼付

非破壊検査機器により、基準値以下であることを確認したあんぼ柿は、全て福島県あんぼ柿産地振興協会の検査済みシールを貼って出荷します。



日立造船株式会社製非破壊検査機器（梁川検査場）

5 販売対策について

産地では、震災以前のブランド地位を取り戻すため、加工再開に必要な対策に取り組むとともに、品質の高い製品の生産に努めている。生産者の誇りと自信を回復し、安心して生産が再開できるよう、重点荷受市場の関係者には、適正な価格で取引されるよう、販売体制の構築を要請する。

12月中旬以降、市場・流通関係者を対象に開催される求評会（東京、北海道、大阪）において、「安全・安心なあんぼ柿出荷に向けた産地再生の取組」を説明するとともに、流通関係者を産地に招へいし、生産現場や全量非破壊検査の状況を直接視察してもらい、販売促進を図る。

なお、関係機関・団体等と連携しながら、あらゆる機会、メディア等を通じて、産地の現状を消費者に発信し、信頼の回復に結びつけていく。